

株 主 各 位

愛知県刈谷市一里山町東吹戸11番地

アスカ株式会社

取締役社長 片 山 義 規

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月23日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年2月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 愛知県刈谷市若松町2丁目104番地
刈谷市総合文化センターアイリス 1階小ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第62期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | | 会計監査人選任の件 |
| 第8号議案 | | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aska.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日本銀行による経済政策や金融緩和策を背景に、企業収益や雇用環境に改善の兆しが見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。一方で、円安の定着による原材料価格の高止まりや中国をはじめとするアジア経済の景気減速による影響もあり、企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のなかで、当社グループは提案型の営業を積極的に展開するとともに、より効率的な製造体制を目指して、技術開発及び合理化活動を強力に推進しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高190億9,138万円（前期比1.5%増）、営業利益3億6,961万円（前期比33.6%増）、経常利益2億5,790万円（前期比36.7%減）、当期純利益3,273万円（前期比85.5%減）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

##### 〔自動車部品事業〕

当連結会計年度から金型製造会社を連結対象に含めた結果、当事業の売上高は120億8,619万円（前期比1.6%増）、インドネシア現法の稼働開始に伴う操業費用が発生したため、営業損失は1億5,033万円（前期の営業損失は5,994万円）となりました。

##### 〔配電盤事業〕

新規得意先への受注拡大を積極的に展開した結果、当事業の売上高は25億6,436万円（前期比5.8%増）、営業利益は1億4,535万円（前期比37.6%増）となりました。

〔ロボットシステム事業〕

制御システム系の受注が落ち込んだものの、自動車部品メーカーの海外工場向け自動化システムの受注が好調に推移したこと、並びに中国現法を当連結会計年度から連結対象に含めた結果、当事業の売上高は35億6,584万円（前期比1.5%増）営業利益は2億6,160万円（前期比126.2%増）となりました。

〔モータースポーツ事業〕

各種イベントを企画し集客強化を図った結果、当事業の売上高は11億1,415万円（前期比20.2%増）、営業利益は8,832万円（前期比45.8%増）となりました。

〔賃貸及び太陽光事業〕

当連結会計年度から当社グループの工場及び倉庫を賃貸したこと、また、太陽光発電の売電を開始した結果、当事業の売上高は6,670万円、営業利益は3,064万円となりました。

セグメント別売上高

| 区 分        | 第61期<br>(平成26年度) |        | 第62期(当連結会計年度)<br>(平成27年度) |        | 前期比増減    |        |
|------------|------------------|--------|---------------------------|--------|----------|--------|
|            | 金額(千円)           | 構成比(%) | 金額(千円)                    | 構成比(%) | 金額(千円)   | 増減率(%) |
| 自動車部品      | 11,899,834       | 63.2   | 12,086,199                | 63.3   | 186,365  | 1.6    |
| 配電盤        | 2,422,988        | 12.9   | 2,564,367                 | 13.4   | 141,379  | 5.8    |
| ロボットシステム   | 3,512,013        | 18.7   | 3,565,840                 | 18.7   | 53,826   | 1.5    |
| モータースポーツ事業 | 926,881          | 4.9    | 1,114,152                 | 5.8    | 187,271  | 20.2   |
| 人材教育事業     | 277,815          | 1.5    | 42,621                    | 0.2    | △235,194 | △84.7  |
| 賃貸及び太陽光事業  | —                | —      | 66,702                    | 0.4    | 66,702   | —      |
| 全社及び消去     | △225,181         | △1.2   | △348,493                  | △1.8   | △123,311 | △54.8  |
| 合 計        | 18,814,351       | 100.0  | 19,091,389                | 100.0  | 277,038  | 1.5    |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12億9,228万円であり、その主なものは生産設備の合理化投資等であります。

③ 資金調達の状況

設備の新設、運転資金並びに長期借入金の借替えのため、長期借入金として32億1,556万円を新たに借り入れました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第59期<br>(平成24年度) | 第60期<br>(平成25年度) | 第61期<br>(平成26年度) | 第62期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 19,624,950       | 19,109,049       | 18,814,351       | 19,091,389                    |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 273,660          | 289,914          | 225,136          | 32,733                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 47.93            | 50.78            | 39.43            | 5.73                          |
| 総 資 産 (千円)     | 17,385,441       | 19,034,325       | 21,612,296       | 22,669,690                    |
| 純 資 産 (千円)     | 4,676,780        | 5,397,362        | 5,587,360        | 5,940,687                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 819.10           | 945.30           | 978.59           | 1,040.47                      |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第59期<br>(平成24年度) | 第60期<br>(平成25年度) | 第61期<br>(平成26年度) | 第62期<br>(当事業年度)<br>(平成27年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 18,988,637       | 17,977,056       | 17,225,407       | 17,096,888                  |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 277,183          | 320,254          | 308,871          | 592,050                     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 48.55            | 56.09            | 54.10            | 103.69                      |
| 総 資 産 (千円)     | 16,947,754       | 18,496,347       | 19,260,134       | 20,571,008                  |
| 純 資 産 (千円)     | 4,544,146        | 5,233,111        | 5,622,356        | 6,361,396                   |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 795.87           | 916.53           | 984.72           | 1,114.16                    |

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                      | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容           |
|----------------------------|-----------|----------|-------------------------|
| 株式会社岡山国際サーキット              | 100,000千円 | 100.0%   | モータースポーツ事業              |
| AMI株式会社                    | 8,000千円   | 100.0%   | 自動車部品事業                 |
| PT. AUTO ASKA<br>INDONESIA | 2,000万米ドル | 99.7%    | 自動車部品事業及び<br>ロボットシステム事業 |
| ASKA USA<br>CORPORATION    | 300万米ドル   | 100.0%   | ロボットシステム事業              |
| 阿司科機電<br>(上海) 有限公司         | 210万米ドル   | 100.0%   | ロボットシステム事業              |

当連結会計年度より、AMI株式会社、阿司科機電（上海）有限公司は、重要性が増したため、連結範囲に含めております。また、連結子会社ARMS株式会社は売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが関わる自動車部品事業・配電盤事業・ロボットシステム事業の分野は、当社にとって経営環境が非常に厳しい状況に置かれているうえに、その変化が速く大きくなっております。

当社グループといたしましては、アスカグループの総力結集でグローバルに目を向けて「見直せ！徹底的に！！」を全社スローガンに掲げ、基本に立ち戻り原点に気付いてやり直しをするとともに、国内だけでなく世界に目を向けて事業を前進させてまいります。

また、新技術、新商品の開発、新事業分野の開拓にこれまで以上に力を注いでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

| 事 業 区 分             | 事 業 内 容                                                                   |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 自 動 車 部 品 事 業       | 自動車部品の製造、販売<br>主要製品…ビラー、サイドルーフフレール、フロアクロス、<br>ルーフボウ、ラジエーターサポート、エンジンマウント 等 |
| 配 電 盤 事 業           | 配電盤の製造、販売<br>主要製品…分電盤、制御盤、FAボックス、盤用キャビネット 等                               |
| ロ ボ ッ ト シ ス テ ム 事 業 | 各種自動化システム及び機械装置の開発、製造、販売<br>主要製品…産業用ロボット（ユニロボ）、自動化システム、制御装置、情報通信機器 等      |
| モ ー タ ー ス ポ ー ツ 事 業 | 岡山国際サーキットの経営                                                              |
| 賃 貸 及 び 太 陽 光 事 業   | 倉庫・工場の賃貸業務、太陽光発電による電力の売却                                                  |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年11月30日現在）

① 当社

| 名 称             | 所 在 地     |
|-----------------|-----------|
| 本 社 及 び 本 社 工 場 | 愛知県刈谷市    |
| 幸 田 工 場         | 愛知県額田郡幸田町 |
| 高 浜 工 場         | 愛知県高浜市    |
| 豊 田 工 場         | 愛知県豊田市    |

② 子会社

| 会 社 名                   | 所 在 地               |
|-------------------------|---------------------|
| 株式会社岡山国際サーキット           | 岡山県美作市              |
| A M I 株 式 会 社           | 愛知県小牧市              |
| PT. AUTO ASKA INDONESIA | インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県 |
| ASKA USA CORPORATION    | アメリカ合衆国ケンタッキー州      |
| 阿司科機電（上海）有限公司           | 中華人民共和国上海市長寧区       |

(7) 従業員の状況（平成27年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分             | 従 業 員 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------------|------------|-------------|
| 自 動 車 部 品 事 業       | 265( 59) 名 | 50名増 (2名増)  |
| 配 電 盤 事 業           | 83( 15)    | 3名増 ( ー)    |
| ロ ボ ッ ト シ ス テ ム 事 業 | 106( 5)    | 23名増 (2名減)  |
| モ ー タ ー ス ポ ー ツ 事 業 | 32( 22)    | 6名増 (3名減)   |
| 人 材 教 育 事 業         | ー( ー)      | 15名減 (10名減) |
| 全 社 ( 共 通 )         | 13( 4)     | 1名減 ( ー)    |
| 合 計                 | 499(105)   | 66名増 (13名減) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 人材教育事業につきましては、平成27年3月に連結子会社ARMS株式会社の全株式を売却したことにより、当事業から撤退しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 348 (78) 名 | 2名増 (4名減) | 40.4歳   | 17.3年       |

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年11月30日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
|                         | 千円        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,398,244 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,300,000 |
| 株 式 会 社 愛 知 銀 行         | 1,028,391 |
| 株 式 会 社 三 重 銀 行         | 793,335   |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 792,200   |

2. 会社の株式に関する事項（平成27年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 5,709,606株（自己株式5,814株を除く）  
(3) 株主数 430名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-----------|---------|
|                           | 株         | %       |
| 株 式 会 社 片 山               | 1,049,600 | 18.3    |
| ニ チ ア ス 株 式 会 社           | 928,440   | 16.2    |
| 片 山 敬 勝                   | 283,740   | 4.9     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 281,600   | 4.9     |
| ア ス カ 社 員 持 株 会           | 183,860   | 3.2     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 170,000   | 2.9     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 150,000   | 2.6     |
| 株 式 会 社 愛 知 銀 行           | 144,000   | 2.5     |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 114,000   | 1.9     |
| 株 式 会 社 三 重 銀 行           | 114,000   | 1.9     |

（注）持株比率は、自己株式（5,814株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年11月30日現在）

| 地 位                      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況      |
|--------------------------|-----------|------------------------------|
| 取 締 役 会 長<br>(代 表 取 締 役) | 片 山 敬 勝   |                              |
| 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役) | 片 山 義 規   |                              |
| 専 務 取 締 役                | 竹 之 内 敏 昭 | 自動車部品事業部長                    |
| 常 務 取 締 役                | 片 山 義 浩   | 総務・経理・経営管理担当                 |
| 取 締 役                    | 杉 本 篤 哉   | 上席執行役特務担当                    |
| 取 締 役                    | 奥 山 和 久   | PT. AUTO ASKA INDONESIA代表取締役 |
| 取 締 役                    | 清 水 達 司   | 自動車部品事業部本社製造部長兼技術部長          |
| 取 締 役                    | 太 田 雅 文   | ロボットシステム事業部長                 |
| 取 締 役                    | 神 谷 政 志   | パネル・盤事業部長                    |
| 常 勤 監 査 役                | 内 田 陽 造   |                              |
| 監 査 役                    | 丹 治 正 幸   |                              |
| 監 査 役                    | 関 裕 昭     |                              |

- (注) 1. 監査役丹治正幸氏及び監査役関裕昭氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役丹治正幸氏及び監査役関裕昭氏は名古屋証券取引所で定める「独立役員」として指定し、同取引所に届出を行っております。  
3. 稲垣好織氏は平成27年2月26日付をもって監査役を辞任しました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 支 給 人 員 ( 名 ) | 支 給 額 ( 千 円 )  |
|--------------------------|---------------|----------------|
| 取 締 役                    | 9             | 201,564        |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 5<br>(3)      | 8,337<br>(600) |
| 合 計                      | 14            | 209,901        |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年2月25日開催の第39期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議しております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年2月25日開催の第39期定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。  
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

|             | 活 動 状 況                          |
|-------------|----------------------------------|
| 監査役 丹 治 正 幸 | 取締役会及び監査役会に適宜出席し、必要に応じ発言をいたしました。 |
| 監査役 関 裕 昭   | 取締役会及び監査役会に適宜出席し、必要に応じ発言をいたしました。 |

### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことが相当であると考えており、このため従前より社外取締役の候補者を探してまいりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。平成28年2月24日に開催予定の第62期定時株主総会において社外取締役選任議案を上程する予定です。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 （ 千 円 ） |
|-------------------------------------|---------------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 18,000        |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000        |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任又は不再任に関する決定を行う方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害等発生する可能性があるリスクについては、それぞれの対応部署にて、マニュアルの作成、周知徹底を行いリスクの現実化を未然に防止するように努める。
- ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督する。また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見、対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① めざすべき企業風土を社風ターゲットとして明確に示し、社員の行動の基準とする。
- ② 社長の直属に監査室を設置する。監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、業務が当社の目的、方針、その他諸規程に準拠して、合理的、効率的に行われているかを確認する。

### (5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 社内規程に従い、子会社に関する経営、財務、総務、その他について一般的な指導管理を行う。
- ② 監査役は、必要に応じて監査を行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務する。

**(7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助する使用人の任命、異動等の決定は、監査役の事前の同意を得る。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。

**(9) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会は、取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

**内部統制システムの運用状況**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては内部統制監査及び業務監査を実施いたしました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|-------------------|------------|---------------------------|------------|
| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                   |            |
| 流 動 資 産           | 7,752,610  | 流 動 負 債                   | 10,402,917 |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,051,975  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 2,019,267  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 3,145,772  | 短 期 借 入 金                 | 3,690,000  |
| 商 品 及 び 製 品       | 126,532    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 1,751,218  |
| 仕 掛 品             | 1,393,359  | 未 払 金                     | 1,686,292  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 246,964    | 未 払 法 人 税 等               | 282,068    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 78,970     | 賞 与 引 当 金                 | 22,556     |
| そ の 他             | 709,035    | そ の 他                     | 951,514    |
| 固 定 資 産           | 14,917,079 | 固 定 負 債                   | 6,326,084  |
| 有 形 固 定 資 産       | 12,407,587 | 長 期 借 入 金                 | 3,862,105  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 4,208,042  | リ ー ス 債 務                 | 1,173,311  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2,393,527  | 繰 延 税 金 負 債               | 150,156    |
| 土 地               | 4,910,574  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 306,540    |
| 建 設 仮 勘 定         | 419,596    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 743,558    |
| そ の 他             | 475,844    | そ の 他                     | 90,411     |
| 無 形 固 定 資 産       | 20,137     | 負 債 合 計                   | 16,729,002 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2,489,354  | 純 資 産 の 部                 |            |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,956,525  | 株 主 資 本                   | 4,780,875  |
| 長 期 貸 付 金         | 50,428     | 資 本 金                     | 903,842    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 19,283     | 資 本 剰 余 金                 | 901,555    |
| そ の 他             | 463,117    | 利 益 剰 余 金                 | 2,979,047  |
| 資 産 合 計           | 22,669,690 | 自 己 株 式                   | △3,569     |
|                   |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 1,155,460  |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 1,000,341  |
|                   |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 213,258    |
|                   |            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △58,138    |
|                   |            | 少 数 株 主 持 分               | 4,351      |
|                   |            | 純 資 産 合 計                 | 5,940,687  |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 22,669,690 |

# 連結損益計算書

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |            |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 19,091,389 |
| 売 上 原 価                     |         | 17,096,486 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 1,994,902  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,625,283  |
| 営 業 利 益                     |         | 369,619    |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 40,173  |            |
| そ の 他                       | 168,628 | 208,801    |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 46,302  |            |
| そ の 他                       | 274,211 | 320,514    |
| 経 常 利 益                     |         | 257,906    |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 22,439  |            |
| 子 会 社 株 式 売 却 益             | 139,493 | 161,932    |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| 減 損 損 失                     | 24,463  | 24,463     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 395,375    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 393,692 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △27,591 | 366,100    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 29,274     |
| 少 数 株 主 損 失 ( △ )           |         | △3,458     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 32,733     |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                     | 903,842 | 901,555 | 3,047,768 | △3,569  | 4,849,596 |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |         |         | △64,118   |         | △64,118   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 903,842 | 901,555 | 2,983,649 | △3,569  | 4,785,477 |
| 当 期 変 動 額                     |         |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |         | △62,805   |         | △62,805   |
| 当 期 純 利 益                     |         |         | 32,733    |         | 32,733    |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |         | 25,469    |         | 25,469    |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —       | —       | △4,602    | —       | △4,602    |
| 当 期 末 残 高                     | 903,842 | 901,555 | 2,979,047 | △3,569  | 4,780,875 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                |                      |                         | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|----------------------|-------------------------|--------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>額 | 退職給付に<br>係る調整累<br>計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額 合 計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                     | 730,597               | 68,996         | △67,599              | 731,994                 | 5,769  | 5,587,360 |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                       |                |                      |                         |        | △64,118   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 730,597               | 68,996         | △67,599              | 731,994                 | 5,769  | 5,523,241 |
| 当 期 変 動 額                     |                       |                |                      |                         |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                |                      |                         |        | △62,805   |
| 当 期 純 利 益                     |                       |                |                      |                         |        | 32,733    |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                       |                |                      |                         |        | 25,469    |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 269,743               | 144,262        | 9,460                | 423,466                 | △1,417 | 422,048   |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 269,743               | 144,262        | 9,460                | 423,466                 | △1,417 | 417,446   |
| 当 期 末 残 高                     | 1,000,341             | 213,258        | △58,138              | 1,155,460               | 4,351  | 5,940,687 |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

5 社

連結子会社の名称

株式会社岡山国際サーキット

AMI株式会社

PT. AUTO ASKA INDONESIA

ASKA USA CORPORATION

阿司科機電（上海）有限公司

当連結会計年度より、AMI株式会社、阿司科機電（上海）有限公司は、重要性が増したため、連結範囲に含めております。また、連結子会社ARMS株式会社は売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

アスカ有限会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（アスカ有限会社）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社岡山国際サーキット（8月31日）、PT. AUTO ASKA INDONESIA（8月31日）、ASKA USA CORPORATION（8月31日）及び阿司科機電（上海）有限公司（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、阿司科機電（上海）有限公司については、9月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とし、また、株式会社岡山国際サーキット、PT. AUTO ASKA INDONESIA、ASKA USA CORPORATIONについては、同社の決算日の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

: 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

: 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

商品、製品、仕掛品

: 主に総平均法による原価法

原材料

: 主に月次移動平均法による原価法

貯蔵品

: 最終仕入原価法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

##### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

: 当社及び国内連結子会社  
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）及び工具器具備品のうち工具については、定額法を採用しております。

: 在外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

###### ② 無形固定資産

: 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

###### ③ リース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 : 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 : 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき相当額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 : 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 : 振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を採用しております。また特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 : (ヘッジ手段) 通貨スワップ、金利スワップ  
(ヘッジ対象) 外貨建借入金及び将来支払う金利
- ③ ヘッジ方針 : 為替レートの変動を回避するため、また金利変動を回避するためデリバティブ取引を利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ手段とヘッジ対象は同一通貨、同一金額、同一期日であり有効性はあります。
- ⑤ その他リスク管理方法 : 取引の都度、取締役会等で決議され承認を受けております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

会計方針の変更（退職給付に関する会計基準の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率については、従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払期間ごとの金額を反映し単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

当該会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が59,119千円減少、退職給付に係る負債が39,433千円増加し、利益剰余金が64,118千円減少しています。なお、これに伴う当連結会計年度の損益への影響は軽微です。

## ② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正）

「所得税法等の一部改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.9%から平成27年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.4%に、平成28年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については31.7%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,260,131千円 |
| 土地      | 773,380千円   |
| 計       | 2,033,512千円 |

担保付債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 1,383,700千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 659,310千円   |
| 長期借入金         | 766,990千円   |
| 計             | 2,810,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,690,875千円

(連結損益計算書に関する注記)

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途  | 種類 |
|--------|-----|----|
| 愛知県高浜市 | 貸倉庫 | 建物 |

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、貸倉庫については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、高浜工場の貸倉庫について投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失24,463千円として特別損失に計上しました。

なお、貸倉庫の回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算出しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末の株式数(株) |
|-----------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 発行済株式     |                      |                     |                     |                     |
| 普通株式      | 5,715,420            | —                   | —                   | 5,715,420           |
| 自己株式      |                      |                     |                     |                     |
| 普通株式      | 5,814                | —                   | —                   | 5,814               |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|-------------|------------|
| 平成27年2月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 39,967千円 | 7円       | 平成26年11月30日 | 平成27年2月27日 |
| 平成27年6月25日<br>取締役会   | 普通株式  | 22,838千円 | 4円       | 平成27年5月31日  | 平成27年8月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|-------|----------|-------------|------------|
| 平成28年2月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 34,257千円 | 利益剰余金 | 6円       | 平成27年11月30日 | 平成28年2月25日 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、事業遂行上必要な運転資金及び設備資金について、主に銀行等の金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資については主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブは、安全性が高く、かつ金利環境に応じた資金運用目的に限定して、為替相場及び金利の変動リスクを軽減するため通貨スワップ及び金利スワップ取引を利用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融資産の時価等に関する事項

平成27年11月30日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額     |
|-----------------------------|----------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金                  | 2,051,975      | 2,051,975  | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 3,145,772      | 3,145,772  | —      |
| (3) 投資有価証券                  | 1,940,735      | 1,940,735  | —      |
| 資産計                         | 7,138,482      | 7,138,482  | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金               | 2,019,267      | 2,019,267  | —      |
| (2) 短期借入金                   | 3,690,000      | 3,690,000  | —      |
| (3) 未払金                     | 1,686,292      | 1,686,292  | —      |
| (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 5,613,324      | 5,620,511  | △7,187 |
| 負債計                         | 13,008,884     | 13,016,072 | △7,187 |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額15,790千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,040.47円 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 5.73円     |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
| 流 動 資 産           | 5,731,107  | 流 動 負 債                 | 9,515,905  |
| 現 金 及 び 預 金       | 326,513    | 支 払 手 形                 | 301,166    |
| 受 取 手 形           | 250,202    | 買 掛 金                   | 1,670,958  |
| 売 掛 金             | 2,775,831  | 短 期 借 入 金               | 3,600,000  |
| 製 品               | 120,627    | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,569,878  |
| 仕 掛 品             | 1,350,775  | リ ー ス 債 務               | 1,950      |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 225,511    | 未 払 金                   | 1,549,618  |
| 前 払 費 用           | 5,265      | 未 払 費 用                 | 344,203    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 50,580     | 未 払 法 人 税 等             | 194,624    |
| 関係会社短期貸付金         | 57,600     | 前 受 り 金                 | 240,472    |
| 未 収 入 金           | 506,910    | 預 り 金                   | 16,063     |
| そ の 他             | 61,288     | 賞 与 引 当 金               | 19,176     |
| 固 定 資 産           | 14,839,901 | 設 備 支 払 手 形             | 7,792      |
| 有 形 固 定 資 産       | 7,953,916  | 固 定 負 債                 | 4,693,707  |
| 建 物               | 2,042,853  | 長 期 借 入 金               | 3,545,064  |
| 構 築 物             | 72,913     | リ ー ス 債 務               | 2,437      |
| 機 械 及 び 装 置       | 991,532    | 繰 延 税 金 負 債             | 137,827    |
| 車 両 運 搬 具         | 21,869     | 退 職 給 付 引 当 金           | 666,837    |
| 工 具 器 具 備 品       | 242,613    | 役員退職慰労引当金               | 306,540    |
| 土 地               | 4,219,571  | 損害補償損失引当金               | 35,000     |
| 建 設 仮 勘 定         | 362,563    | 負 債 合 計                 | 14,209,612 |
| 無 形 固 定 資 産       | 13,700     | 純 資 産 の 部               |            |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 9,001      | 株 主 資 本                 | 5,367,967  |
| 電 話 加 入 権         | 4,136      | 資 本 金                   | 903,842    |
| そ の 他             | 562        | 資 本 剰 余 金               | 901,555    |
| 投資その他の資産          | 6,872,284  | 資 本 準 備 金               | 901,555    |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,884,425  | 利 益 剰 余 金               | 3,566,139  |
| 関 係 会 社 株 式       | 2,321,304  | 利 益 準 備 金               | 225,960    |
| 出 資 金             | 219,333    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,340,178  |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 169,785    | 別 途 積 立 金               | 1,159,700  |
| 従 業 員 長 期 貸 付 金   | 43,238     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,180,478  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 1,983,649  | 自 己 株 式                 | △3,569     |
| 会 員 権             | 45,179     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 993,428    |
| 保 険 積 立 金         | 142,852    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 993,428    |
| そ の 他             | 62,516     | 純 資 産 合 計               | 6,361,396  |
| 資 産 合 計           | 20,571,008 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 20,571,008 |

# 損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 17,096,888 |
| 売 上 原 価                 |         | 15,502,429 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,594,458  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,104,463  |
| 営 業 利 益                 |         | 489,994    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 189,761 |            |
| そ の 他                   | 152,901 | 342,663    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 32,396  |            |
| そ の 他                   | 14,390  | 46,787     |
| 経 常 利 益                 |         | 785,870    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 子 会 社 株 式 売 却 益         | 148,000 | 148,000    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 減 損 損 失                 | 24,463  | 24,463     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 909,406    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 302,960 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 14,395  | 317,356    |
| 当 期 純 利 益               |         | 592,050    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から)  
(平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

|                      | 株 主 資 本 |         |           |            |               |              |         | 株主資本合計    |
|----------------------|---------|---------|-----------|------------|---------------|--------------|---------|-----------|
|                      | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |            |               |              | 自 己 株 式 |           |
|                      |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金   |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |           |
|                      |         |         |           | 別<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |           |
| 当 期 首 残 高            | 903,842 | 901,555 | 225,960   | 1,159,700  | 1,715,352     | 3,101,012    | △3,569  | 4,902,841 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |         |         |           |            | △64,118       | △64,118      |         | △64,118   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 903,842 | 901,555 | 225,960   | 1,159,700  | 1,651,233     | 3,036,894    | △3,569  | 4,838,722 |
| 当 期 変 動 額            |         |         |           |            |               |              |         |           |
| 剰余金の配当               |         |         |           |            | △62,805       | △62,805      |         | △62,805   |
| 当 期 純 利 益            |         |         |           |            | 592,050       | 592,050      |         | 592,050   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純 額） |         |         |           |            |               |              |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計        | —       | —       | —         | —          | 529,245       | 529,245      | —       | 529,245   |
| 当 期 末 残 高            | 903,842 | 901,555 | 225,960   | 1,159,700  | 2,180,478     | 3,566,139    | △3,569  | 5,367,967 |

|                     | 評価・換算差額等         | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|------------------|-----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 当 期 首 残 高           | 719,515          | 5,622,356 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                  | △64,118   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 719,515          | 5,558,238 |
| 当 期 変 動 額           |                  |           |
| 剰余金の配当              |                  | △62,805   |
| 当 期 純 利 益           |                  | 592,050   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 273,913          | 273,913   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 273,913          | 803,158   |
| 当 期 末 残 高           | 993,428          | 6,361,396 |

## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

：時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

製品及び仕掛品：総平均法による原価法

原材料：月次移動平均法による原価法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を：定率法

除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）及び工具器具備品のうち工具については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～47年

機械及び装置 2年～17年

#### (2) 無形固定資産

：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

### 3. 引当金の計上方法

#### (1) 貸倒引当金

: 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

: 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき相当額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

: 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の

変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が39,433千円、繰延税金資産が34,434千円増加し、前払年金費用が59,119千円、繰延利益剰余金が64,118千円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

- (4) 役員退職慰労引当金 : 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 損害補償損失引当金 : 将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。なお、当該引当金は労働災害に伴い発生する補償に備え引当てしております。

#### 4. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 : 振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を採用しております。また特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 : (ヘッジ手段) 通貨スワップ、金利スワップ  
(ヘッジ対象) 外貨建借入金及び将来支払う金利
- (3) ヘッジ方針 : 為替レートの変動を回避するため、また金利変動を回避するため、デリバティブ取引を利用しております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ手段とヘッジ対象は同一通貨、同一金額、同一期日であり有効性はあります。
- (5) その他リスク管理方法 : 取引の都度、取締役会等で決議され承認を受けております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 1,260,131千円 |
| 土地 | 773,380千円   |
| 計  | 2,033,512千円 |

担保付債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 1,383,700千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 659,310千円   |
| 長期借入金         | 766,990千円   |
| 計             | 2,810,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,390,628千円

3. 保証債務 関係会社のリース債務に対する保証  
PT. AUTO ASKA INDONESIA 1,241,661千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）  
短期金銭債権 35,593千円  
短期金銭債務 21,129千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      |           |
| 売上高        | 353,162千円 |
| その他（仕入高等）  | 581,298千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 161,408千円 |

2. 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途  | 種類 |
|--------|-----|----|
| 愛知県高浜市 | 貸倉庫 | 建物 |

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、貸倉庫については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、高浜工場の貸倉庫について投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失24,463千円として特別損失に計上しました。

なお、貸倉庫の回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算出しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普 通 株 式   | 5,814              | —                  | —                  | 5,814             |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 税務売上認識額   | 16,520千円 |
| 未払事業税     | 16,206   |
| 未払社会保険料   | 11,634   |
| 賞与引当金     | 6,218    |
| 退職給付引当金   | 213,789  |
| 役員退職慰労引当金 | 97,020   |
| 投資有価証券評価損 | 62,414   |
| 会員権評価損    | 61,749   |
| 損害補償損失引当金 | 11,077   |
| 減損損失      | 7,742    |
| 繰延税金資産小計  | 504,372  |
| 評価性引当額    | △221,183 |
| 繰延税金資産合計  | 283,189  |

繰延税金負債

|              |         |
|--------------|---------|
| 前払年金費用       | 10,009  |
| その他有価証券評価差額金 | 360,427 |
| 繰延税金負債合計     | 370,436 |
| 繰延税金負債の純額    | 87,247  |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.9%から平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.4%に、平成28年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.7%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種 類          | 会 社 等<br>の 名 称 | 所 在 地        | 資 本 金<br>又 は<br>出 資 金<br>(百万円) | 事 業 の<br>内 容                                     | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有) 合<br>割 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容    | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|--------------|----------------|--------------|--------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------|--------------|-----------------|-----|-----------------|
| 主要株主<br>(法人) | ニチアス<br>株式会社   | 東 京 都<br>港 区 | 9,283                          | 工業製品、<br>自動車部品<br>等の製造・<br>販売及び保<br>温保冷等施<br>工工事 | 直接0.1%<br>(16.2%)                | 当社製品の<br>販売等         | 自動車部品<br>の販売 | 476,239         | 売掛金 | 201,089         |

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、価格交渉のうえ、決定しております。

2. 子会社及び関連当事者等

| 種 類 | 会 社 等<br>の 名 称                   | 所 在 地                               | 資 本 金<br>又 は<br>出 資 金<br>(百万円) | 事 業 の<br>内 容                  | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有) 合<br>割 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容              | 取 引 金 額<br>(千円)                | 科 目                            | 期 末 残 高<br>(千円)   |
|-----|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 子会社 | 株 式 会 社<br>岡 山 国 際<br>サーキット      | 岡 山 県<br>美 作 市                      | 100                            | サーキット<br>場経営                  | 直接100%                           | 資金の援助<br>役員の兼任       | 資金の回収<br>利息の受取         | 57,600<br>27,382               | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 57,600<br>483,649 |
| 子会社 | PT. AUTO<br>A S K A<br>INDONESIA | インドネシア<br>共 和 国<br>西 ジャワ 州<br>カラワン県 | 2,000万米ドル                      | 自動車部品<br>及びロボッ<br>トの製造、<br>販売 | 直接99.7%                          | 資金の援助<br>役員の兼任       | 資金の貸付<br>利息の受取<br>債務保証 | 100,000<br>17,526<br>1,241,661 | 関係会社<br>長期貸付金                  | 1,500,000         |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
2. PT. AUTO ASKA INDONESIAのリース債務(1,241,661千円)に対して債務保証を行っておりません。なお、債務保証に対する保証料の受取りは行っておりません。

( 1 株当たり情報に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,114.16円 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 103.69円   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月19日

アスカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

|                    |       |          |
|--------------------|-------|----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渋谷 英 司 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 後藤 隆 行 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アスカ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月19日

ア ス カ 株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渋谷 英 司 ⑨  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 後 藤 隆 行 ⑨ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アスカ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月20日

アスカ株式会社 監査役会

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 監査役（常勤） | 内 | 田 | 陽 | 造 | ㊞ |
| 社外監査役   | 丹 | 治 | 正 | 幸 | ㊞ |
| 社外監査役   | 関 |   | 裕 | 昭 | ㊞ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は34,257,636円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことにともない、取締役会への監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行することとし、そのために必要な規定を新たに置くなど関係条文につき所要の変更を行うものであります。

また、業務執行を行う取締役とその監査を行う取締役が職務執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって取締役の責任を法令の定める範囲内において免除することができる規定、及び責任限定契約を締結できる規定を新設するものであります。

なお、この変更につきましては、監査役会において各監査役の同意を得ております。

本定款変更は、本總會終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役会の員数）</p> <p>第19条 当会社の取締役は、18名以内とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主總會の決議によって選任する。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p> | <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、18名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員という。）は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主總會の決議によって選任する。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p><br><p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p><br><p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p><br><p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<br/>対し、会日の3日前までに発する。<br/>但し、緊急の場合には、この期間を<br/>短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれを記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(相談役)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役に<u>これに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額又は当該契約で定める額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u><br/><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u><br/><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u><br/>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 (新 設)<br/><br/><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u><br/>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第32条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u><br/><br/>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>常勤監査等委員</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u><br/>(<u>監査等委員会の招集手続</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u><br/><u>2 監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。</u><br/>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                         | 変 更 案                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                           | <u>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                             |
| (監査役会の決議の方法)                                                                    | (監査等委員会の決議の方法)                                                                      |
| 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                   | 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。             |
| (監査役会の議事録)                                                                      | (監査等委員会の議事録)                                                                        |
| 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 | 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| (監査役会規程)                                                                        | (監査等委員会規程)                                                                          |
| 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。                          | 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                        |
| <u>(監査役会の報酬等)</u>                                                               | (削 除)                                                                               |
| 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                   |                                                                                     |
| 第6章 会計監査人                                                                       | 第6章 会計監査人                                                                           |
| 第41条～第43条 (条文省略)                                                                | 第38条～第40条 (現行どおり)                                                                   |
| (会計監査人の報酬等)                                                                     | (会計監査人の報酬等)                                                                         |
| 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。                                            | 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                              |
| 第7章 計算                                                                          | 第7章 計算                                                                              |
| 第45条～第48条 (条文省略)                                                                | 第42条～第45条 (現行どおり)                                                                   |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | かた やま けい しょう<br>片 山 敬 勝<br>(昭和19年1月28日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>昭和48年1月 当社取締役電設機器部長<br>昭和59年1月 当社専務取締役<br>平成2年1月 当社代表取締役社長<br>平成23年2月 当社代表取締役会長（現任）                                                                                                                                                           | 283,740株         |
| 2         | かた やま よし のり<br>片 山 義 規<br>(昭和42年12月9日生)  | 平成3年4月 当社入社<br>平成12年2月 当社取締役<br>平成12年9月 当社取締役事業企画部長<br>平成16年12月 当社取締役自動車部品事業部営業部長<br>平成18年2月 当社常務取締役<br>平成20年1月 当社常務取締役ロボットシステム事業部長<br>平成21年2月 当社常務取締役パネル・盤事業部長兼ロボットシステム事業担当<br>平成22年2月 当社常務取締役パネル・盤事業部長<br>平成23年2月 当社専務取締役自動車部品事業部長<br>平成27年2月 当社代表取締役社長（現任） | 84,200株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | たけ の うち とし あき<br>竹之内 敏 昭<br>(昭和38年7月11日生) | 昭和61年4月 当社入社<br>平成14年2月 当社取締役経理部長<br>平成15年2月 当社取締役総務部長<br>平成18年2月 当社常務取締役総務・経理・経<br>営管理担当<br>平成23年2月 当社専務取締役総務・経理・経<br>営管理担当<br>平成27年2月 当社専務取締役自動車部品事業<br>部長（現任）                  | 25,500株                |
| 4          | かた やま よし ひろ<br>片 山 義 浩<br>(昭和54年8月29日生)   | 平成15年4月 当社入社<br>平成20年4月 当社自動車部品事業部営業部長<br>平成23年2月 当社取締役自動車部品事業部営<br>業部長<br>平成24年3月 当社取締役自動車部品事業部幸<br>田工場長<br>平成25年9月 当社取締役自動車部品事業部営<br>業部長<br>平成27年2月 当社常務取締役総務・経理・経<br>営管理担当（現任） | 4,900株                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5          | すぎもと あつ や<br>杉 本 篤 哉<br>(昭和22年8月4日生)     | 昭和45年4月 当社入社<br>平成12年2月 当社取締役ロボットシステム事<br>業部営業部長<br>平成14年2月 当社取締役ロボットシステム事<br>業部長<br>平成16年2月 当社常務取締役ロボットシステ<br>ム事業部長<br>平成16年12月 当社常務取締役自動車部品事業<br>部長兼ロボットシステム事業部<br>長<br>平成18年2月 当社専務取締役自動車部品事業<br>兼ロボットシステム事業担当<br>平成20年1月 当社専務取締役自動車部品事業<br>部長<br>平成23年2月 当社代表取締役社長<br>平成27年2月 当社取締役上席執行役特務担当<br>(現任) | 35,200株                |
| 6          | おく やま かず ひさ<br>奥 山 和 久<br>(昭和32年12月25日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成20年2月 当社取締役自動車部品事業部幸<br>田工場長<br>平成24年3月 当社取締役自動車部品事業部営<br>業部長<br>平成25年8月 当社取締役兼PT. AUTO ASKA<br>INDONESIA代表取締役 (現任)                                                                                                                                                                    | 8,500株                 |
| 7          | し みず たつ し<br>清 水 達 司<br>(昭和35年3月10日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成20年2月 当社取締役自動車部品事業部本<br>社製造部長<br>平成25年9月 当社取締役自動車部品事業部本<br>社製造部長兼技術部長 (現任)                                                                                                                                                                                                             | 4,900株                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                         | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 8          | おお た まき ぶみ<br>太 田 雅 文<br>(昭和34年11月10日生)    | 昭和58年 4 月 当社入社<br>平成16年 5 月 当社ロボットシステム事業部営<br>業部長<br>平成21年 2 月 当社ロボットシステム事業部長<br>平成22年 2 月 当社取締役ロボットシステム事<br>業部長 (現任) | 4,400株                 |
| 9          | かい み や ま さ し<br>神 谷 政 志<br>(昭和36年 7 月28日生) | 昭和59年 4 月 当社入社<br>平成16年 5 月 当社ロボットシステム事業部製<br>造部長<br>平成23年 2 月 当社取締役パネル・盤事業部長<br>(現任)                                 | 4,100株                 |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | うちだ よう ぞう<br>内 田 陽 造<br>(昭和18年9月29日生)  | 昭和42年4月 当社入社<br>昭和63年1月 当社取締役総務部長<br>平成9年2月 当社常務取締役総務・経理担当<br>平成14年2月 当社常務取締役総務部長<br>平成15年2月 当社常勤監査役(現任)       | 35,120株          |
| 2         | たん じ まさ ゆき<br>丹 治 正 幸<br>(昭和19年1月18日生) | 昭和41年4月 三菱重工業(株)入社<br>平成12年6月 三菱自動車工業(株)執行役員<br>名古屋製作所所長<br>平成18年2月 当社社外監査役(現任)                                | 一株               |
| 3         | せき ひろ あき<br>関 裕 昭<br>(昭和32年8月27日生)     | 昭和55年4月 ニチアス(株)入社<br>平成22年9月 ニチアス(株)管理本部経理部<br>長<br>平成27年2月 当社社外監査役(現任)<br>平成27年6月 ニチアス(株)執行役員管理本<br>部経理部長(現任) | 一株               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 丹治正幸氏及び関裕昭氏は、社外取締役候補者であります。  
3. (1) 候補者 丹治正幸氏は、幅広い高度な職見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏につきましては、(株)名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。  
(2) 候補者 関裕昭氏は、管理部門での豊富な経験や職見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。  
4. 内田陽造氏、丹治正幸氏及び関裕昭氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社定款に基づき、法令の定める最低責任限度額又は責任限定契約で定める額とのいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役報酬額は、平成5年2月25日開催の第39期定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、業績に応じて柔軟に運用いたしたく、年額500百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、あらためて取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査役報酬額は、平成5年2月25日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、及び監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| 名 | 称 | 監査法人コスモス |                                                                                             |
|---|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 | 務 | 所        | 本部：名古屋事務所<br>愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目3番18号<br>NORE名駅6F<br>その他事務所：東京事務所<br>東京都中央区日本橋1丁目2番10号 東洋ビル3F  |
|   |   |          |                                                                                             |
| 沿 | 革 |          | 昭和63年6月 監査法人コスモス設立<br>平成17年6月 Prime Global加盟<br>平成19年5月 上場会社監査事務所登録<br>平成19年9月 本部を現在の事務所に移転 |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |
| 概 | 要 | 人員       | 代表社員・社員 6名<br>公認会計士 10名<br>公認会計士試験合格者 3名<br>その他 2名<br>合計 21名<br>被監査会社数 22社<br>出資金 12百万円     |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |
|   |   |          |                                                                                             |

(注) 監査役会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が長年に亘る企業会計監査の実績を有しており、独立性が保持され、厳格な品質管理体制で実施される監査業務の適切性・妥当性等から、当社の現状及び業務内容により即した会計監査が適正に行われると判断したためであります。

#### 第8号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役内田陽造氏は、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                 |
|---------|---------------------|
| 内 田 陽 造 | 平成15年2月 当社常勤監査役（現任） |

以 上

メ 毛

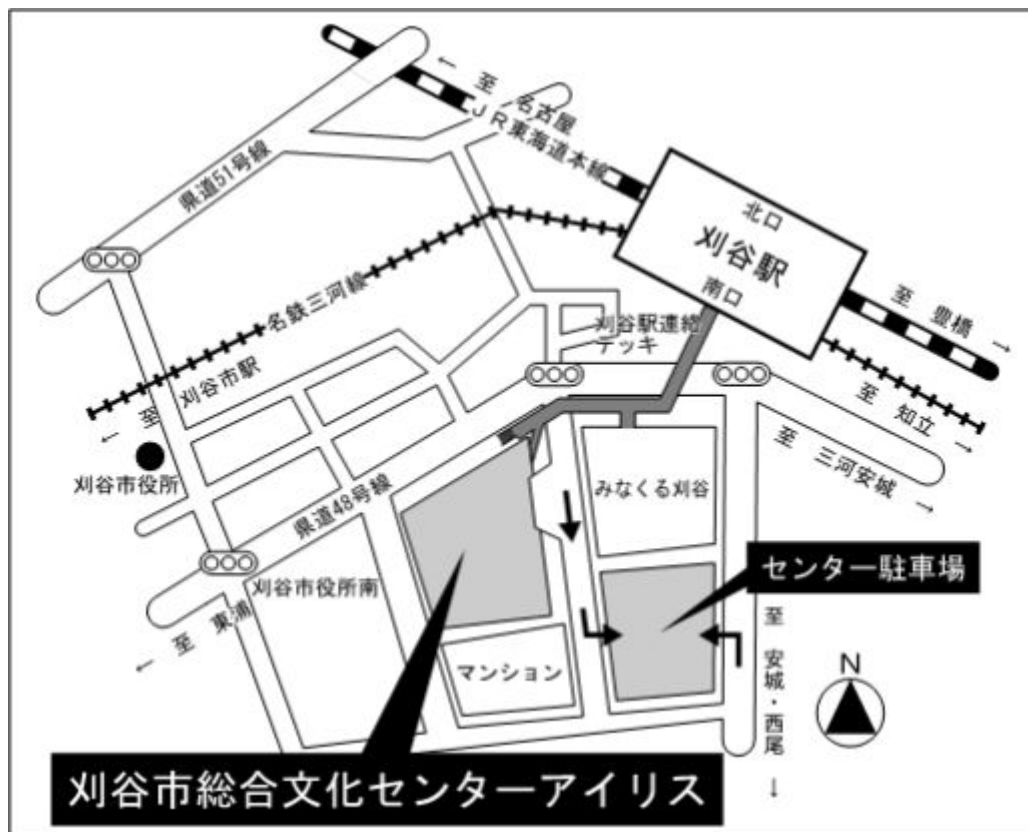
[illegible]

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会 場：愛知県刈谷市若松町2丁目104番地  
刈谷市総合文化センターアイリス 1階小ホール



＜交通のご案内＞ J R 東海道本線・名鉄三河線「刈谷駅」下車（南口より連絡デッキ直結徒歩3分）